

令和5年10月23日	
所 属	福祉局 北部保護第2担当
所属長	今泉 聡介
電 話	06-4950-0272

生活保護費詐欺事件について

1 対象者

50歳代 男性（大阪市内在住）

2 概 要

上記対象者は、尼崎市にて生活保護受給中の令和4年11月～令和5年2月の間、就労収入を得ていながらその額を過少に申告し、生活保護費を不正に受給してきたとして、令和5年10月23日に尼崎北警察署に逮捕されました。

3 経 緯

- 令和2年5月14日 傷病のため就労できないとして尼崎市において生活保護を開始
- 令和5年8月23日 尼崎北警察署より、就労収入を過少に申告しているとの情報提供
- 令和5年10月23日 尼崎北警察署より、詐欺の疑いで逮捕したとの情報提供

4 被害金額（令和4年12月～令和5年2月分）

204,672円（生活扶助、住宅扶助）

内訳：生活扶助194,405円、住宅扶助10,267円

5 今後の対応

本件は、就労収入があるにもかかわらずその額を過少に申告し、不正に生活保護費を詐取していたものです。

今後、起訴や裁判の状況を注視しつつ、その内容に応じ、改めて生活保護法に基づいて不正受給に係る返還金額を確定させ、同法第78条による費用徴収を行っていきます。

以 上